

令和 8 年度社会教育団体に対する助成 募集要項

1 事業の趣旨

本事業は、長崎県内の主として離島地区（本土部のへき地1級地を含む。以下離島地区という。）において、スポーツ・芸術・文化活動等を通して、児童・生徒の健全育成を図るとともに、地域活性化につながる活動を行う団体に対し、助成金を給付する事業である。

2 事業の内容

（1）地域の社会教育団体等が主体となって行う教育活動に対する助成

主として離島地域において、青少年の健全育成を目的として行われるスポーツ、文化芸術活動及び地域の文化・芸能を伝承する活動を行っている団体に対する助成

（2）助成の対象となる団体

- ① 高校生以下の子どもを含み組織された団体（中学校部活動地域移行に伴い受け皿となっている地域クラブを含む）であること
- ② 原則として、年間を通じて活動していること
ただし、季節限定で活動している場合も対象とする。
- ③ 団体の経費が主に会費により運営されていること、又は、地域の住民等による寄附や団体の活動による収益等により、賄われていること
- ④ 団体名義の口座を持っていること

3 助成金

（1）一団体5万円 （助成C）

ただし、中学生、高校生が在籍する団体（中学校部活動地域移行に伴う受け皿となっている地域クラブを含む）は10万円とする。

なお、離島から別の離島及び本土への遠征について、5万円（一回のみ）加算する。

（2）助成Cの対象団体のうち、

①九州大会、全国大会に団体で出場する場合 （助成D）

九州大会については10(15)万円、全国大会については20(25)万円を限度して助成する。ただし、選抜チームで出場する場合は、対象外とする。

※（）の金額は、選手及び指導者（最小限）の数が10名以上の場合、適用。

②九州大会、全国大会に個人で出場する場合 （助成D）

九州大会については3万円、全国大会については5万円を限度として助成する。

なお、個人で出場する場合で、選手が4名以上出場の時は、上記団体の項を準用する。

4 助成期間

原則として単年度とする。ただし、活動の内容により継続も可能である。

5 募集方法

本財団や関係機関ホームページに募集要項を掲載し、広く募集を行う。

また、長崎県教育委員会、各市町教育委員会に募集要項等を送付し周知を図る。

6 応募方法

(1) 助成を希望する団体は、責任者を通して応募するものとする。応募書類は、
助成Cについては、各市町教育委員会を通して長崎県教育委員会に、また、
助成Dについては、各市町教育委員会を通して本財団に提出する。

(2) 助成に当たって提出する書類 (電子データのみとする)

助成C	①申請書C	②年間活動計画表(加算希望の場合、遠征計画添付要)
	③メンバー表	④収支予算書 ⑤助成金振込依頼書
助成D	①申請書D	②出場資格がわかるもの、大会会場、日程等の実施要項
	③メンバー表	④収支予算書

7 選考基準

(1) 活動の公益性	(2) 児童生徒の参加状況
(3) 地域における評価	(4) 経費状況 等

8 選考方法

本財団の選考委員会を経て決定を行い、助成対象の団体名を公表する。

9 応募の締め切りと決定通知

(1) 助成Cについては、5月15日(金)までに長崎県教育委員会へ提出のこと。
本財団は、6月末までに長崎県・市町教育委員会及び当該団体へ決定通知を送付
するとともに、手続き終了後、助成金を支給する。

(2) 助成Dについては、出場が決定次第、当該市町教育委員会へ提出のこと。
本財団は、助成が決定次第、通知を行うとともに、手続き終了後、助成金を支給する。

10 事業報告書等の提出

助成Cについては、所定の事業報告書及び収支決算書(いずれも見込みで可)を2月末日
までに、当該市町教育委員会経由で本財団に送付すること。
また、助成Dについては、終了次第、事業報告書等を上記同様にて送付すること。

11 事業計画の変更について

(1) やむを得ない事由により申請した事業が実施できなかったり、申請内容と相違が生じ
たりした場合(一部変更や遅延など)は、その旨速やかに本財団に連絡して承認を受ける
こと。

(2) 事業の中止又は変更等に伴い生じた助成金の全部又は一部は返還してもらうこと
があること。

12 助成金給付の取り消し

万一、下記事項に該当した場合は、助成金給付の全部又は一部取り消しを行い、指定
の期日までに返還を求める。

(1) 申請内容に不正があったと本財団が認めた場合

(2) 承認を受けず事業計画の全部又は一部を変更したと本財団が認めた場合

(3) 助成金の使途変更に正当な理由がない場合と本財団が認めた場合